

## 日本語教育小委員会における審議について（案）

## &lt;はじめに&gt;

- 政府は、我が国に在住する外国人の定住化傾向と外国人の生活環境の整備の必要性の高まりを踏まえ、平成18年12月に、外国人労働者問題関係省庁連絡会議において「生活者としての外国人」に関する総合的対応策を発表した。
- 「生活者としての外国人」とは、だれもが持っている「生活」という側面をとらえて、我が国において日常的な生活を営む外国人を指す。
- 日本語教育小委員会は、前期（平成19年7月～平成20年2月）において、地域社会の一員として生活するすべての人にとって不可欠な言語の習得について、中でも日本語を母語としない住民に対する施策検討の必要性が高まっていることを踏まえ、現在喫緊の課題となっているのは、地域社会の一員として外国人が社会参加するのに必要な日本語学習の支援であるとした。
- そして、日本語教育の「内容の改善」「体制の整備」「連携協力の推進」について、早急に検討する必要があるという取りまとめを行った。
- 現在、地域に在住する外国人に対する日本語教育は、主にボランティアの自主的な活動によって支えられている。
- しかし、地域に在住する外国人には、通学できる範囲に日本語を学べる教室が、必ずしも開設されていなかったり、仮に開設されていたとしても、外国人の多様なニーズに必ずしもこたえられていないという状況にある。
- 外国人の社会参加が期待されるようになった今、地域の日本語ボランティアやコーディネーター等の個人に加え、国や都道府県、市町村の行政機関に至るまで、関係者及び関係団体が今後果たすべき役割を明確化するとともに、体制整備を検討することが必要となった。
- そこで、今期は、「体制の整備」から審議を始めた。
- 「体制の整備」に続いて、「内容の改善」についての審議にとりかかることとした。
- 「連携協力の推進」については、主に「体制の整備」の在り方に関する議論の一環として適宜検討が行われた。

## I 地域における日本語教育の体制整備について

### 1 各機関の役割分担と連携

#### (1) 国の担うべき役割

※以下、この文書において「国」とは、基本的に文化庁のことを指している。

- 国の担うべき役割は、生活者としての外国人に対する日本語教育の目標及び標準的な内容・方法、さらには、地域における日本語教育の体制整備の在り方を、指針として示すことである。
- 国は、生活者としての外国人に対する日本語教育が円滑に遂行されるように、適切な財政支援を行うなど 地域における日本語教育の体制の整備を支援する必要がある。
- 国は、上の指針を踏まえつつ、生活者としての外国人に対する日本語教育に係る日本語能力の測定方法及び指導力の評価方法についても、一定の指針を示すことが求められる。
- 指針として国が示す生活者としての外国人に対する日本語教育の標準的な内容・方法を地域で実践するためには、大学、研究機関、日本語教育機関及び地域のボランティア団体その他関係団体の協力を得て、その指針を地域の特性に応じて具体化することが必要であり、国は、都道府県及び市町村と連携してそれを担う人材を養成する必要がある。
- 国は、地域に日本語教室が開設されていなかったり、日本語教室は開設されていてもその内容がそぐわなかったりするなどの状況を改善し学習者のニーズにこたえることができるよう、地域における日本語学習の環境整備のための支援を行う必要がある。
- 国は、指針として示す生活者としての外国人に対する日本語教育の標準的な内容・方法について、地域の日本語教育の指導者に適切に指導助言できる「指導者の指導者」を養成する必要がある。
- 国は、生活者としての外国人の日本語学習の動機付けとなる奨励措置<sup>そち</sup>を検討し、提示することが期待される。これには、直接学習者に対するものと日本語教育の実施機関等に対するものが含まれると考えられる。

#### (2) 都道府県の担うべき役割

- 都道府県の担うべき役割は、その実情に応じた域内の日本語教育の体制整備である。
- 都道府県は、指針として国が示す日本語教育の標準的な内容・方法を参考に、その実情に応じた日本語教育の内容・方法を検討・調整する必要がある。
- 都道府県は、域内の市町村において、日本語教育を事業化し推進できる人材を、市町村と連携して養成する必要がある。
- 域内の状況によっては、隣接する都道府県と協力した施策を展開するなど、相互の連携協力を図ることも検討する必要がある。

- 以上のほか、地域における日本語教育の体制整備で都道府県が果たすべき具体的役割としては、例えば以下のようなものが考えられる。

- ・域内の日本語教育の実態把握（学習者の背景・ニーズ、教室数・講師数等）
- ・域内関係者の連絡会議の開催
- ・他事業との連携協力
- ・活動内容の広報

### (3) 市町村の担うべき役割

- 市町村の担うべき役割は、都道府県が検討・調整した日本語教育の内容・方法を、現場の実情に沿って具体的に編成・実施していくことである。

- 国で養成する「指導者の指導者」を活用するなどして、地域における日本語教育の指導者を養成する必要がある。

- 以上のほか、地域における日本語教育の体制整備で、市町村が果たすべき具体的役割としては、例えば以下のようなものが考えられる。

- ・日本語教室の設置運営（学習者のニーズの把握、施設の確保、活動内容の広報、成果の分析・評価等）
- ・学習者及び指導者からの相談対応
- ・域内外の人材・情報リソース（資源）の活用

## 2 各機関の連携協力の在り方

- (1)の国、都道府県及び市町村のそれぞれが担う役割は、相互に連携されることにより機能が強化されるものである。

- このため、国と都道府県、国と市町村、都道府県と市町村間の連携はもちろんのこと、関係省庁間、都道府県間、市町村間の連携が重要になる。

- 国、都道府県及び市町村は、それぞれのレベルで地域における日本語教育を推進するために、国際交流協会等を活用した日本語教育のほかに、大学、日本語教育機関、NPO、ボランティア団体、企業、在住する外国人による団体及びその他関係団体とのネットワークを形成し、学習者のニーズに応じて多様な教育が提供できるような体制の整備を図る必要がある。

- 小学校、中学校及び高等学校等の学校は、在籍する外国人児童生徒に対する日本語教育等を担うべき役割があるが、年少者の日本語習得は、教員だけでなく、専門家やボランティアによる支援が重要であり、地域における日本語教育機関・団体と連携協力することが求められる。

- 地域における日本語教育は、多文化共生社会の実現に向けての取組でもあり、日本語教育を推進するためには、ボランティアや専門家のほかに、一般市民の参加が必要不可欠である。

- 国、都道府県及び市町村は、これらの団体及び個人とネットワークを形成し、協力関係を構築することを担うべきであり、その調整機能を担える人材の養成が併せて必要となる。

### 3 地域における日本語教育で必要とされる機関及び人材とその役割

- 言語・文化的背景や日本語学習環境・動機の多様な住民が社会の様々な層に広がり、地域における日本語教育のニーズは非常に多様化している。そのような中で、国が指針として示す日本語教育の標準的内容・方法と日本語教育の体制整備の在り方は、飽くまでも指針であって、現場の状況に応じて必要な修正を加えるべきものである。
- そこで、都道府県及び市町村は、地域の特性に応じた日本語教育の企画・運営を行うため、大学や研究機関の研究者、企業人、国際交流協会関係者、NPO関係者、ボランティア、在住外国人等の協力を得て、国の指針を現場に適用可能な具体的なものにすることが必要であり、そのためのコーディネート機能を有する機関及び人材が必要となる。
- 日本語教育のコーディネート機能を有する機関及び人材の果たすべき役割は、ボランティアにのみ依存した日本語教育の現状を改善し、日本語教育の質的向上を支援することにある。
- 都道府県及び市町村においては、日本語教育のコーディネート機能を自治体等の本来の業務として位置付け、それに要する人材をできる限り常勤職員として配置することが重要である。
- 例えば、都道府県及び市町村が設置した国際交流協会には、過去の経緯も含め地域の実情に詳しい人材が登用されているところもある。行政施策としての地域における日本語教育の活動拠点として、国際交流協会等が継続的に日本語教育のコーディネート機能を果たすことが期待される。

## II 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等について

### 1 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的と目標

- そもそも、「生活者としての外国人」に対する日本語教育」とは、前述のように、「生活者としての外国人」に対して、その「生活」のために必要な日本語能力を身に付けさせるために行われる教育のことをいう。
- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的及び目標は、生活から独立した言語体系の理解にあるのではなく、生活場面と密着したコミュニケーション活動を可能とする能力の獲得にある。
- よって、言語・文化の相互尊重を前提としながら、日本語が主たるコミュニケーション手段となっている我が国において、外国人がコミュニケーションを図り生活できるようになることを目的として、以下を日本語教育の目標とする。
  - ・日本語を使って健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること。
  - ・日本語を使って自立した生活を送ることができるようにすること。
  - ・日本語を使って相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようにすること。
  - ・日本語を使って文化的な生活を送ることができるようにすること。

## 2 上記の「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容

- 「日本語教育の目的・目標」から、「生活者としての外国人」に必要な日本語コミュニケーション能力の位置付けは、「健康・安全にかかわる内容」、「地域／市民生活にかかわる内容」、「学習にかかわる内容」、「就労にかかわる内容」といった領域を含むのではないかという検討がなされた。
- 各日本語教育機関においてこれまで行われている「生活者としての外国人」に対する日本語教育の具体的内容を、質問紙と聞き取り調査により収集した。
- 収集された情報を基に、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容を検討した。
- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容は、「健康・安全にかかわる内容」、「地域／市民生活にかかわる内容」、「学習にかかわる内容」、「就労にかかわる内容」という4つの領域と、「知識」「行動」「交流」「ことば」という4つの側面から明らかになるのではないかという検討が行われた。
- 国立国語研究所及び日本国際教育支援協会から協力者を得て、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容の検討を行った結果、今期のうちに「知識」「行動」「交流」「ことば」という4つの側面から教育内容を精査するのは、時間的に不可能であるという結論に達した。
- 一方、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容の事項は、国立国語研究所日本語教育基盤情報センターの研究成果等も提供してもらい、国内及び海外で開発中の「生活者としての外国人」を対象とした言語教育の内容も加え、再度分析する必要があると判断した。
- そこで、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の事項の追加収集を行い、収集された学習事項リストを階層化し、教育内容の枠組みの検討を行った。
- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容の枠組みとして、「大分類・中分類・小分類」と、それを説明する具体的な「事例」からなる一覧表を「別表」のとおり作成した。
- 「別表」は、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標及び内容の構造を整理したものである。
- 「大分類・中分類・小分類」とは、「生活者としての外国人」が日本語コミュニケーション能力を求められると思われる「生活上の行為」を階層化したものである。
- 「事例」とは、「小分類」で示した「生活上の行為」の具体例である。

## III 今後の課題

- 1 「生活者としての外国人」に対する日本語教育のモデルカリキュラムの開発
  - 今期の日本語教育小委員会において審議された「日本語教育の内容」は、その枠組みを検討したものにはすぎない。

- 「別表」における「事例」は，飽くまで参考例を示したに過ぎず，整理・精査は今後の課題である。
  - 「生活者としての外国人」に対する日本語教育が，各地域において適切に実施されるよう，具体的なモデルカリキュラムの開発が必要である。
- 2 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の参考例としての教材作成
- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育のモデルカリキュラムを具体的に示すため，参考として教材を作成することが課題である。